

令和5年度 包括外部監査結果に基づき講じた措置

- 1 選定した特定の事件 「情報システムに係る事務及び財務の執行について－DX（デジタル改革）推進に伴う事務の整備・運用状況を見据えて－」
- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項に規定する監査の結果における「指摘事項」に対する措置及び地方自治法第252条の38第2項に規定する「意見」に対する措置 次の表のとおり

なお、区分の欄に記載する記号の意味は、「①＝措置を講じたもの」、「②＝措置を講じていないもの」となっています。
「②」については、措置を講じた後に、改めて報告します。

| ページ数 | 監査の結果及び意見（項目） | 区分 | 措置内容又は進捗状況等 |
|----------------------|------------------------------------|----|---|
| 個別事案2 (P21、52、53) | 指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて | ① | (教育研修課) 令和6年1月23日付け廃棄届出済み。 |
| 個別事案3 (P21、53) | 指摘 機密性の高いファイルについて | ① | (教育研修課) パソコンの表面や内面に「使用後のファイルは、削除すること。」の黄色ラベルを貼り、使用者に注意喚起を促すとともに、所管課で貸出前後のダブルチェックを徹底している。 |

| | | | |
|-------------------------------|--|----------|---|
| <p>個別事案 4 (P22、53)</p> | <p>指摘 ウイルス対策ソフトの導入について</p> | <p>①</p> | <p>(教育研修課) 7月1日付けウイルス対策ソフトを導入済み。 なお、1台のみバージョンが古いため、ウイルス対策ソフトが導入できず、令和6年8月5日付け廃棄届出済み。</p> |
| <p>個別事案 5 (P22、53)</p> | <p>意見 原課調達パソコンの使用目的、有効性について</p> | | <p>(教育研修課) 教育センターにおける研修利用者が主に学校関係者となっており、セキュリティ面での学校所管パソコンの持出しが難しいケースが多いため、当課にて貸出することで円滑な研修を行うことが図れる。</p> |
| <p>個別事案 6 (P22、23、53)</p> | <p>指摘 電子黒板の備品管理について</p> | <p>①</p> | <p>(学校支援課) すべての電子黒板へ備品整理票を再度貼付いたしました。</p> |
| <p>個別事案 2 (P23、54)</p> | <p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p> | <p>②</p> | <p>(下関市立歴史博物館) 当該パソコンについては廃棄を行う予定。 廃棄は当館の収集資料データの移行完了後に行う予定である。</p> |

| | | | |
|-------------------------------|--|----------|---|
| <p>個別事案 7 (P23、54)</p> | <p>意見 情報検索サービス（下関市立歴史博物館アーカイブス導入）の有効性について</p> | <p>①</p> | <p>（下関市立歴史博物館） 情報検索システム等の精密機器は落雷や停電等予期せぬ事態によりシステムが損傷するという事象があり、当該機器においてもその可能性が考えられる。令和7年度4月からは新システムを導入します。</p> |
| <p>個別事案 8 (P23、24、55)</p> | <p>意見 機器の保守管理の随意契約について</p> | <p>①</p> | <p>（下関市立歴史博物館） 令和6年度契約時に契約方法について検討を行ったが、当該契約については当館専用に構築されたシステムであるため、システムやプログラム更新は製作元の業者しか不可能であり、機器周辺の保守については他社でも可能ではあるが、不具合が生じた際の責任の問題等が出てくることなどを鑑みた結果、本年についてもこれまで同様の製作元業者と一者随意契約を行った。</p> |
| <p>個別事案 2 (P24、56)</p> | <p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p> | <p>①</p> | <p>（下関市立考古博物館） 対象パソコン（10台）廃棄を行い対応完了した。 新規パソコン（4台）リース契約を行い対応完了した。</p> |
| <p>個別事案 4 (P24、56)</p> | <p>指摘 ウイルス対策ソフトの導入について</p> | <p>①</p> | <p>（下関市立考古博物館） ウイルス対策ソフトを導入し対応完了した。</p> |

| | | | |
|------------------------------------|--|----------|--|
| <p>個別事案 9 (P24、56)</p> | <p>指摘 電子機器の備品管理について</p> | <p>①</p> | <p>(下関市立考古博物館) 備品登録を行い対応完了した。</p> |
| <p>個別事案 1 0 (P24、25、56、57)</p> | <p>意見 ホームページの保守の随意契約について</p> | <p>①</p> | <p>(下関市立考古博物館) 当該ホームページ保守業務について、ホームページ納入業者以外の施行も可能と判断されたため、業者選定方法を1者の随意契約から条件付一般競争入札に切り替え対応完了した。</p> |
| <p>個別事案 2 (P25、59)</p> | <p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p> | <p>①</p> | <p>(中央図書館) 令和6年10月1日に機器の更新を行い、対応措置が完了した。</p> |
| <p>個別事案 1 2 (P25、26、60)</p> | <p>意見 図書館システムで更新の切れた登録証</p> | <p>②</p> | <p>(中央図書館) 令和8年4月のシステム更新時に一定期間を経過した有効期限の切れた利用者情報を削除する機能を設ける。</p> |
| <p>個別事案 2 (P27、69)</p> | <p>指摘 開発元のサポート期間が終了したOSについて</p> | <p>②</p> | <p>(下関商業高等学校) 当該パソコンは現在は使用していませんが、他のパソコンと一括で廃棄予定です。</p> |

| | | | |
|---------------------------------|---|----------|---|
| <p>個別事案 1 5 (P27、28、69)</p> | <p>意見 フロッピーディスクの利用について</p> | <p>①</p> | <p>(下関商業高等学校) 令和 7 年 4 月より庁内での AnserDATAPORT を利用して オンラインデータ伝送方式に変更します。</p> |
| <p>個別事案 1 6 (P28、69、70)</p> | <p>指摘 インターネット系パソコンの I D 及びパスワード管 理とワイヤーロックについて</p> | <p>①</p> | <p>(下関商業高等学校) I D やパスワードが記載された付箋は剥がし、ワイヤ ーロックの取付け完了済。</p> |
| <p>個別事案 1 7 (P28、70)</p> | <p>指摘 私有物と思われるデスクトップパソコン等の持込み について</p> | <p>①</p> | <p>(下関商業高等学校) 私有物については、撤去済。</p> |
| <p>個別事案 1 8 (P28、29、70)</p> | <p>意見 電子黒板の利用の有効性について</p> | | <p>(下関商業高等学校) 普通教室で授業を行う教員にアンケートを実施した ところ、9 割以上の教員が電子黒板を利用し、その 8 割 以上が授業全般で使用していることがわかった。</p> |

| | | | |
|------------------------------|--|---|--|
| <p>個別事案 1 9 (P29、70)</p> | <p>意見 電子機器等のリース契約について</p> | | <p>(下関商業高等学校) 本業務は、サーバーを設置し、情報セキュリティーを考慮した校内ネットワークを構築した上で、授業や校務で使用するパソコン等をリースし、それらの保守を行うものである。そのため、それらを一体的に管理・運用していくことが望ましく、不具合発生時における責任所在の明確化、迅速な復旧対応につながるものと考えている。また、費用面についても、前回の更新時に、別々のサーバーで運用していたものを一体的に取り扱うことにより、サーバー共有化を図り、経費の削減を行ったところである。</p> |
| <p>個別事案 2 0 (P29、71)</p> | <p>意見 独自のHP（ホームページ）のセキュリティの向上について</p> | ① | <p>(下関商業高等学校) HTTPS化については対応済。 本校は情報処理科もあり、専門的な知識をもつ職員が常勤しています。</p> |
| <p>個別事案 1 8 (P29、73)</p> | <p>意見 電子黒板の利用の有効性について</p> | | <p>(学校支援課) (教育研修課) 授業内容や用途によっては一時的に教室外へ出しているタイミングもあるが、基本的には授業で活用していない日はありません。</p> |